

ご説明資料

令和7年7月

令和7年度 実施状況評価の進め方について

◎実施状況評価等に関する今後の想定スケジュールについて

○令和7年7月 認定都道府県等から実施状況報告書の提出＜事務局において受領＞ **（済）**

審査委員の先生方への意見照会 **（済）**

○7月16日（本日） 第48 回審査委員会

○7月30日 第49 回審査委員会

○8月頃 各省協議、IR推進本部への意見聴取

実施状況評価結果の通知、公表

(参考)実施状況評価について

IR整備法第37条に基づく認定区域整備計画の実施の状況の評価(以下「実施状況評価」という。)の考え方については、以下のとおり。

1. 実施状況評価の趣旨

- 経済社会情勢の変化を踏まえ、認定区域整備計画(事業計画を含む。以下同じ。)の実施の状況について定期的に確認し、見直しを行っていくため、計画に基づく取組の状況及び目標の達成状況について、国土交通大臣が毎年度評価を行うもの。

2. 実施状況評価の手順(概要)

- 国土交通大臣は、認定区域整備計画の実施の状況について、都道府県等に対し、認定区域整備計画の実施の状況についての報告を求めることができ、都道府県等は、認定区域整備計画に基づく取組の状況や目標の達成状況に加えて、要因分析や翌年度以降における改善に向けた取組等を取りまとめて報告を行う。
- 毎年度の評価に当たっては、公正性及び透明性を高める観点から、審査委員会を開催する。評価に関する審査委員会の会議は、公開する。ただし、民間事業者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認めるときは、この限りでない。
- 審査委員会は、都道府県等が取りまとめた報告や、審査委員会における都道府県等及びIR事業者へのヒアリングなどに基づき、認定区域整備計画に基づく取組の状況や目標の達成状況の評価及び今後改善すべき事項等を含む評価の結果を取りまとめる。国土交通大臣は、取りまとめを踏まえ、実施状況評価を行う。

(参考) 参照条文

○特定複合観光施設区域整備法(平成30年法律第80号)

(認定区域整備計画の実施の状況の評価)

第三十七条 国土交通大臣は、基本方針に即して、毎年度、認定区域整備計画(事業計画を含む。以下この条において同じ。)の実施の状況について、評価を行わなければならない。

- 2 国土交通大臣は、前項の評価を行おうとするときは、認定都道府県等に対し、認定区域整備計画の実施の状況について、報告を求めることができる。この場合において、認定都道府県等は、認定区域整備計画のうち事業基本計画及び事業計画の実施の状況については、認定設置運営事業者等に対し報告を求め、当該報告について意見があるときは、意見を付して、国土交通大臣に報告するものとする。
- 3 認定都道府県等は、前項の規定により認定区域整備計画の実施の状況について報告しようとするときは、協議会が組織されている場合には協議会における協議を、協議会が組織されていない場合には立地市町村等及び公安委員会との協議をしなければならない。
- 4 国土交通大臣は、第一項の評価を行おうとするときは、関係行政機関の長に協議するとともに、特定複合観光施設区域整備推進本部の意見を聴かななければならない。
- 5 国土交通大臣は、第一項の評価を行ったときは、遅滞なく、認定都道府県等に対し、当該評価の結果を通知するとともに、これを公表しなければならない。
- 6 認定都道府県等及び認定設置運営事業者等は、第一項の規定による評価の結果を、事業基本計画及び事業計画に適時に反映させるなど、認定区域整備計画に係る業務運営の改善に適切に反映させなければならない。

○OIR整備法案に対する附帯決議(平成30年7月19日)

- 三 政府は、特定複合観光施設、とりわけカジノ施設の顧客の多くを日本人が占める可能性があることに鑑み、区域整備計画の認定、認定区域整備計画の実施の状況の評価に当たっては副次的弊害の防止に配慮するとともに、外国から多くの観光客を呼び込むとの観点を重視すること。

(参考) 参照条文

○特定複合観光施設区域の整備のための基本的な方針(令和2年12月18日特定複合観光施設区域整備推進本部決定)

第1 特定複合観光施設区域の整備の意義及び目標に関する事項 2 目標

観光先進国の実現に向けて日本型IRを整備し、その意義を十分に発揮することにより、次に掲げる目標を達成することを目指すこととする。

(1) 国際的なMICEビジネスを展開すること

我が国のMICE競争力は、アジア等の競合国が誘致に向け積極的に取組を進め、MICE誘致の国際競争が激化していることから、相対的に低下しつつあるところであるが、「観光立国推進基本計画」(平成29年3月28日閣議決定)において、アジア主要国における国際会議の開催件数に占める割合を2020年までに3割以上とし、かつ、アジア最大の開催国の地位を維持する、としているところである。これらのことを踏まえ、日本型IRにおいて、これまでにないスケールとクオリティを有するMICE施設を整備することにより、これまでにないような大型の国際的な会議やイベント等を開催し、新たなビジネスの起爆剤となり、我が国におけるMICE開催件数の増加に貢献することを目指すこととする。

(2) 世界中から観光客を集めること

政府の観光戦略の目標として、「明日の日本を支える観光ビジョン」等において、訪日外国人旅行者数を2030年に6000万人とし、訪日外国人旅行消費額を2030年に15兆円とするといったことが掲げられているところである。日本型IRにおいて、世界に向けて日本の魅力を発信し、世界中から観光客を集めることにより、政府の観光戦略の目標達成を後押しすることを目指すこととする。

(3) 来訪客を国内各地に送り出すこと

我が国においては、外国人延べ宿泊者数の約6割が三大都市圏に集中しており、東京や大阪といったゴールデンルート以外の地域を含めた各地への誘客が課題となっているところである。日本型IRにおいて、国内各地の魅力的な観光地や観光ルートを紹介し、来訪客を国内各地に送り出すことにより、国内各地の観光地への訪日外国人旅行者や日本人国内旅行者の訪問の増加に貢献することを目指すこととする。

第4 区域整備計画の認定に関する基本的な事項 12 評価 (2) 評価の方法

国土交通大臣は、認定区域整備計画の実施の状況についての毎年度の評価を行おうとするときは、都道府県等に対し、認定区域整備計画の実施の状況についての報告を求めることができるとされている。都道府県等は、上記の報告に際して、認定区域整備計画のうちIR事業者がその実施を担う事業基本計画及び事業計画についての実施状況について、IR事業者に対し報告を求め、当該報告について意見があるときは、意見を付して、国土交通大臣に報告することとされている。その際、都道府県等は、認定区域整備計画に基づく取組の状況や目標の達成状況に加えて、要因分析や翌年度以降における改善に向けた取組等を取りまとめて報告を行うこととする。

また、都道府県等は、認定区域整備計画の実施の状況の報告を行うに当たり、IR施設が設置され、及び運営されている地域における関係者の意見を反映する観点から、協議会における協議又は立地市町村等及び都道府県公安委員会との協議を行うものとされている。

国土交通大臣は、認定区域整備計画の実施の状況についての毎年度の評価に当たっては、公正性及び透明性を高める観点から、審査委員会を開催する。評価に関する審査委員会の会議は、公開する。ただし、民間事業者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認めるときは、この限りでない。

審査委員会は、都道府県等が取りまとめた報告、前年度までの認定区域整備計画の実施の状況についての評価の結果、区域整備計画の認定審査の際に得た情報、審査委員会における都道府県等及びIR事業者へのヒアリングなどに基づき、認定区域整備計画に基づく取組の状況や目標の達成状況の評価及び今後改善すべき事項等を含む評価の結果を取りまとめることとし、国土交通大臣は、その取りまとめを踏まえた上で、認定区域整備計画の実施の状況についての評価を行うこととする。

(3) 評価の反映

都道府県等及びIR事業者は、国土交通大臣による認定区域整備計画の実施の状況についての評価の結果を、事業基本計画及び事業計画に適時に反映させるなど、認定区域整備計画に係る業務運営の改善に適切に反映させなければならないものとされている。

(参考) 参照条文

○特定複合観光施設区域整備計画審査委員会 設置要綱(令和3年7月20日設置)

(所掌)

第2条 審査委員会は、次に掲げる事項について審議し、その経緯及び結果について国土交通大臣に報告する。

- 一 特定複合観光施設区域整備法(平成30年法律第80号)(以下「法」という。)第9条第11項(法第10条第4項及び第11条第3項において準用する場合を含む。)に基づく区域整備計画の認定(認定の更新及び変更の認定を含む。)の審査(以下「認定審査」という。)に関する事項
- 二 法第37条第1項に基づく認定区域整備計画の実施の状況についての評価(以下「実施状況評価」という。)に関する事項
- 三 前二号に掲げるもののほか、特定複合観光施設区域の整備に関し審査委員会として必要な事項

(会議)

第4条 第2条の所掌事務に係る会議は委員長の要請に応じて国土交通省観光庁長官が招集し、必要に応じて随時開催する。

- 2 前項の会議は、委員の過半数以上が出席しなければ、開催することができない。
- 3 第1項の会議は、非公開とする。ただし、実施状況評価に関する会議については、民間事業者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められるものを除き、公開する。
- 4 委員は、やむを得ない理由により、第1項の会議に出席できない場合は、議事となる事項について、あらかじめ意見を提出することができる。
- 5 委員長は、議事となった事項の審議の結果を取りまとめる。

(雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、審査委員会の議事及び運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。